

R5. 10. 12

地域包括支援センター運営協議会資料

「第 10 次高齢者福祉計画及び第 9 期介護保険事業計画」について

丸亀市健康福祉部高齢者支援課

1 計画の目的

「高齢者福祉計画」は老人福祉法第 20 条の 8 の規定に基づき、「介護保険事業計画」は、介護保険法第 117 条の規定に基づき、それぞれ策定が義務付けられている。今回の計画の策定により本市における今後 3 年間の施策の考え方及び目標を定めるものである。

2 計画期間

令和 6 年度からの 3 か年

3 アンケート調査

(1) 介護予防・日常生活圏ニーズ調査

- ア 調査対象者 市内在住の 65 歳以上の高齢者 (3,000 人)
- イ 調査方法 郵送による配布・回収
- ウ 調査期間 令和 4 年 12 月～令和 5 年 1 月

(2) 在宅介護実態調査

- ア 調査対象者 市内在住の 65 歳以上の要介護認定者 (約 477 人)
- イ 調査方法 聞き取りによる回収
- ウ 調査期間 令和 4 年 12 月～令和 5 年 4 月

4 策定スケジュール

令和 4 年 12 月～ アンケート調査の実施

令和 5 年 10 月 5 日 福祉推進委員会 (現計画の状況及びアンケート結果)・諮問

今後の予定

令和 5 年 12 月 福祉推進委員会 (次期計画の骨子案)

令和 6 年 1 月 福祉推進委員会 (次期計画の素案)

令和 6 年 1 月 パブリックコメントの実施

令和 6 年 2 月 福祉推進委員会 (パブリックコメント後の最終確認)

令和 6 年 2 月 答申

令和 6 年 3 月 庁議にて計画決定